

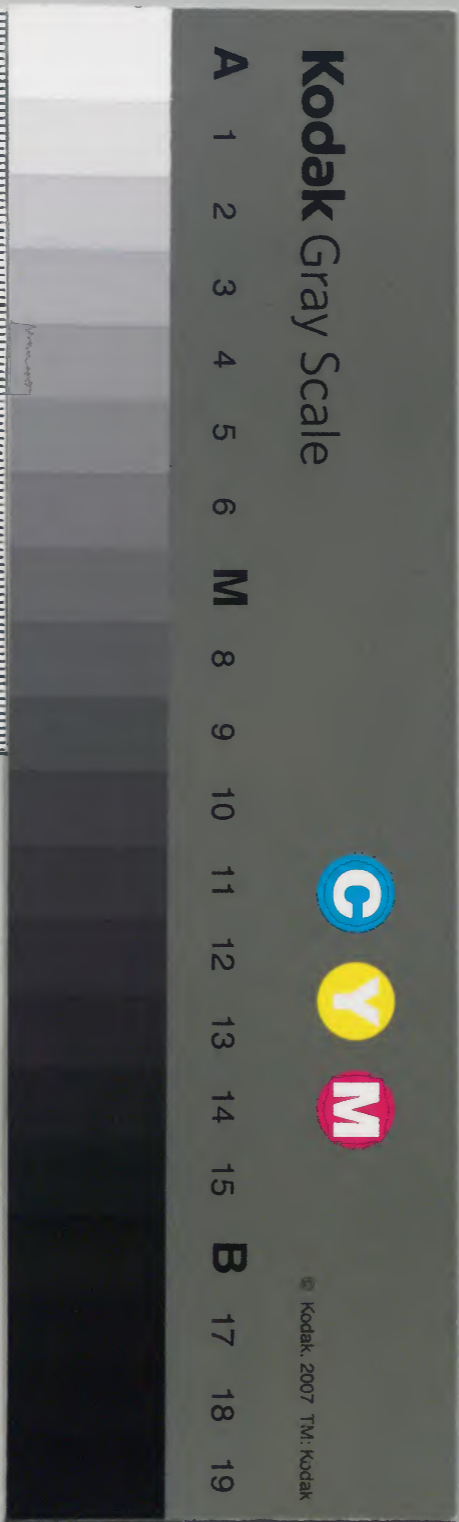
大槻清崇雜記

二

和書門
三六〇七一
二二
四四四
冊架函號類

和書
三六〇七一
四
冊架
冊架

内閣文庫	
番號	和 36071
冊數	4(2)
函號	150 163





萬正元年庚申
禊錄

安政三年丙辰
公私雜錄

自安政元年甲寅
至同四年丁巳

佐久間修理
裁許物

吉田寅次郎
足輕重之助

安政元年甲寅三月
禊錄

自嘉永六年癸丑
至安政元年甲寅



規清崇雜記

大興赤紫華五

自嘉永六年癸丑
至安政元年甲寅
襍 錄

嘉永六年癸丑十二月廿九日

戸田守

○ 亞聖利加船再渡 節富津親音崎内 入

八組 若良 追 難 彼 船 水 孫 哉 再 渡 節 富 津 親 音 崎 内 入

可致重致連 五 裁 如 答 以 留 是 能 浦 賢 表 以 乘

庚 以 括 如 何 括 中 瑞 川 庚 以 括 可 能 所 到 以

事

嘉永六年十二月廿八日

大目付 井戸石見守

所奉行 井戸對馬守

○

作 史 書

御目付 鷄殿甚方衛門

和 堀 織 部

浦賀表に異國船海軍もいづるハ昔家錦御地ハ
此等出ル旨當与用意可也致ハ尤時宜次第出浪
宿務方其外家端浦喫草中 諸 御國或も立後
恙無ク拵厚知糸段可也取斗ハ

Blank grid area on the right page.

米利幹船九艘之船部
但レ本牧ノ方々順ニ並

一 レキシングトシ コルヘット 乗組 大砲 二十六挺 コマンデット 主役 ガラスソシ

一 スケハンナ 蒸気 同 三百人 六挺 コマンデット 主役 ブカナン

一 ホウハタン 同 使節 同 三百人 八挺 二月某日死 主役 エムセキユ子イ

一 マゼドニア フレカド 同 三百人 二十八挺 船主 アブボット

一 ミスレスシビ 蒸気 同 二百四十人 八挺 船主 レー

一 ファンダリア コルヘット 同 二百人 二十挺 主役 ポーペ

一 サラトガ コルヘット 同 二百人 十挺 主役 リーケル

二月廿一日入
シラズホルト
シラズライ 四十人
主役 シラズライ
六挺

正月十六日入

○印ハ去年
有未着

▲印三艘サニ朝
豆洲下田へ行

二月六日入

三月六日歸帆

修 史 局

一 サウタンボン フルット

同 五人 六枚

主役

ユニスボー

米利幹人名

マッテウ、セ、ペルリー

ハ、ア、
アードムス

日本通詞

ウトルリヤムス

和蘭通詞

ホルテメン

ミスレスレツ船主

レ

巻

目

本

数

一

冊

一

冊

一

オヒニール

ゴッテンゼル

Piltinger

至二 川月 十 六日 單身

ソルダート

ロベルト ウトルリヤムト

横二 濱月 九 九日 病死 葬

修

二月十日

横濱上陸

ノ米人名姓

ポウハッタン
ベルリ

シユスキンナ
コセム

赤旗持三人

ミスレスシツピ
アーダムス

ニスレスシツピ
ボース

赤白布交旗持一人

ハンダリヤ
ブカナシ

ニスレスシツピ
ベツテンズー

ヨシマンタント五人

ヒキシタシ
ホーフス

マスド子
シヨウミス

ヲフレイル 六人

ポウハッタン
ライスン

ワイ子

ソルダート百六十六人

カラトガ
レスン

ヒマキンナ
ケリヤム 醫者

内ヨルポラール 十二人
ガゼント 十二人

ミスレスシツピ
コールスバラシ

マスド子
アーケホール

マトロス 百九十八人

モレー

モケクインナ
フレツヘル

音楽方三十一人

カラトガ
スヘイテン

コスド子
フラウン

解 二十八艘

ポウハッタン
ハルレス

ミスセレン
フラスン

但十二ボンドカシ

ハンダリア
エルレリツ

ポウハッタン
ソイトグレイシ 醫者

拵換

ポウハッタン
ホーホー

カラトガ
マキスベウツ 醫者

総人數四百六十六人

レキスシタレ
シール

ポウハッタン
ウリヤム

外 解 残者

子ルツン

ハイ子 画工

凡二百人

レヨウハッタン
マイノウ

ウリヤム 日本通詞

ハンダリア
ロセー

ポウハッタン
ホツテノシ 和蘭通詞

レヨウハッタン
レヌストク

外ニ小使五人

ハンダリア
ハウスヒシ

将官付銃卒九十五人

カラトガ
メイストン 醫者

内紺将官護持兼
壹人

嘉永七年甲寅二月

具呈江星禽兩局在留船主揚少棠等為祈轉啓事竊

思通商以來二百餘年蒙

貴國仁義之邦恩澤疊々惠澤頻々使遠來商賈受

恩無已感激難名不料前年夏間因內地不雨三月

河道乾涸是以運貨艱難替遲踰候不及開船至冬

幫方得來崎既負章約又多虧蝕實有萬難接統之

苦故于旧春回掉之際請將應補款項暫行寬緩特

蒙

欽允准寬五幫乃枯水逢春不勝銘感之至是故詳

啓

作

達縱商源々辨發莫回報效于万一不意旧夏又
復停辦虛望一幫諒冬間則定必開來迄今望眼
將穿片帆無至唯思銅筋難容少缺且倚賴局商
經營之人何止數千勢必不得不勉發前來如無
万分難處之事豈有一舟不發之理轉展思惟于
前子冬開來之際唐山風聞有叛民逆匪騷擾江
西之說刻下誠恐勢熾延及江南則蘇省亦亂致
使阻撓思念及此高等上有衰老父母下有微弱
妻兒遭逢乱世存亡難卜在留諸人如篋網之雀
涸轍之魚寢食但廢徒喚奈何而已是以今欲請

借

貴國慈航渡登彼岸親行探聽兼與縱商籌酌苟有
一線可通即當辨發前仰副

仁憲凋卹之至意因此仰求俯賜千載未有之義

拳俾得高等衆人去其針擅不特身受者感銘心

骨而各家眷屬及千萬人皆戴

德無窮矣為此不揣冒昧翹首乞恩仰祈

當
年
總
理
年
經
管
生
意
各
位
老
爹
轉
啓

年行公大人申稟

敢請貴國與通商諸國相議將諸國使船各一隻期
 程而來長崎則我亦先期遣掌事官與諸國使船會
 同商議量我土出物貨之所及而立互市法貴國若
 難來諸國使船則售各位乘來軍船火輪船各一隻
 俟船中諸器大砲舟子見與我當乘之而如歐羅巴
 諸國目睹方方之通商然後創互市不睹通商不睹
 使船但由耳聞而輕改祖法我決不能聽從貴國明
 於道理二者任其所擇
 洋夷送來諸藩疲憊已極然而人欲一戰者憤無
 禮改也官仍腫突待渠則憤洋夷者將轉恨官吏

故曰能戰今其時也不能戰而致諸國使船一併
 合議以濟國難亦今其時也不能戰不和徒以厚
 賄延歲月則我為莫卧兒不在遠矣或傳墨船八
 隻中一隻乃化物來果然也私告之罪在譯人乎
 將在浦賀騎吏乎抑譯人騎吏有所承乎是宜推
 究罪人誅之墨帥船前可也若係墨帥佯言唯有
 一戰而已
 余為此論非惡互市盖有感焉男子壯而娶為恒然
 為女家強勒而娶則家政不立矣今見却持而創交
 易安得無後患

仁史書

台廟時明高船不來整藥有缺命薩侯令琉球王告
南京曰商船不來將興山陽山陰西海之甲而攻南
京

台廟恭謙然尚有斯言渠何者敢傲我為而加之於
我乎是而唯々聽從慕威掃地國非我國矣

甲寅二月十四日初謁于羽倉氏談及異船忠
憤激烈出此論見示余謹寫之此人何人

嘉永七年甲寅六月浦賢典乃因中廟左郎不極内
在贈書狀并極秘書在寫書狀畧々

列紙 以覽後必由火中可取下也

日本三四ヶ所に於て交易の爲に
り新に船ハ以て海に出入り力永代
不朽に和親の國滿ちて日未近海に
外船中欠乏の品多し且下回第館
入洋新水食料石炭燭之類亦亦調代
之に納め積全船中より入用之日亦
以て痛しと云ふ事終に事
以て右様を以て上下回第館外
櫻々落来に致す極々以て生か下回

仁史書

仁史

寺築館之東三月十日始有事唐阿茶院同社在殿水
 周麓究屈之益等之同濟用之有之小島用り
 七里三日小島四方八條子之陸日本人之折交り
 徘徊いゝ不作法之香子秋日未之提あり守約
 定之由坐ん右之次印之竹交易之申輝之ハ等之
 船申之由入用之品文之給之ハ等之申之以上
 六月朔日
 東條助左衛門次郎
 田中庵五郎

真田信濃守家来

封廻状

佐久間修理

宮四十四才

右之若十ヶ年以前より異船渡来之益承知強出
 右之深く心配致既之海部何時申度牧野備前守
 後以上書紙ハ得凡ハ取用等ハ生ハ不宣之益有
 之ハ弟ハ幸思入ハ弟ハ存迷ハ此者考定之ハ松
 平大膳大夫家来吉回宣次郎温外松三郎之水汲
 人等之仁立此弟等下回沖水滞船アナリ力船
 之此者之書函之添葉船為取船申之折子足極互
 以ハ之ハ得ハハ有之銘之同之録ハ也尤

寺

沛國禁... 子... 存... 付

四月

送古回義卿

之子有靈骨久... 雖則未語人... 豫海河危... 智者必投機... 蒙山平大星

五月

松前不到車手... 寫

一筆... 游... 松前不到車手... 寫

一四月三日... 昨... 日... 仁

作北... 草... 且... 仁

仁

作此品

一	名	村	五	八	郎	及	水	野	序	在	備	門	探	組	三	系	了
一	幅	美	松	茂	出	立	系	後	此	地	人	着	吾	道	出	立	
三	郎	及	平	山	通	次	郎	探	三	付	添	出	立	中	右	八	極

一	此	地	沖	合	三	月	中	旬	比	小	異	國	船	度	往	來	五
一	中	小	四	月	三	日	以	要	每	日	通	海	有	何	方	小	系
一	里	以	式	行	衛	不	得	探	禮	三	年	之	諸	方	下	以	
一	今	日	奉	海	中	見	廟	三	系	少	式	三	年	祭	以	能	也
一	要	四	月	十	五	日	異	船	三	艘	第	館	之	派	來	河	豆
一	子	名	語	在	子	形	持	系	水	海	以	男	一	字	七	壇	之
一	子	取	振	系	系	葉	子	探	出	一	中	小	言	語	也	不	分

作此品

中	回	不	市	中	戶	之	建	切	家	業	滋	世	向	亦	休	居	中
小	成	丈	因	分	之	取	斗	及	存	人	之	凡	諸	名	之	道	路
込	合	津	之	浦	之	水	系	之	河	拍	之	者	言	中	至	靴	斗
義	甚	忠	心	以	得	凡	一	國	之	張	通	之	業	之	付	包	魚
事	之	亦	亦	成	迷	惑	中	斗	無	之	此	至	異	人	在	八	年
之	而	海	之	涉	深	見	山	之	風	系	拍	之	寓	居	之	聖	水
氣	船	二	艘	回	亦	一	日	渡	來	十	里	沖	不	帆	下	之	車
之	而	系	之	得	凡	其	音	雷	之	如	之	私	通	之	端	之	海
塘	之	亦	第	一	也	見	之	人	之	者	言	之	中	之	無	理	堂
之	先	船	三	艘	小	船	數	多	迎	之	出	大	威	張	之	由	也

仁史長

一	和	通	緯	居	之	神	之	中	以	得	凡	本	和	人	集	合	之	亦	速
之	入	船	之	第	自	在	之	乘	也	以	拍	子	出	地	業	因	之		
之	以	高	之	亦	亦	成	此	子	船	之	成	心	子	存	居	中	之		
一	此	方	有	接	方	五	人	蓋	氣	船	之	乘	居	之	亦	見	子	其	異
人	口	上	之	亦	亦	亦	出	之	其	之	名	之	何	之	中	斗	斗	斗	斗
之	中	以	何	有	接	作	天	顏	見	合	銘	之	名	乘	程	能	退	去	
尤	美	年	斗	之	付	多	理	之	也	之	併	以	地	聖	堂	之	五		
六	年	之	修	業	之	以	生	也											
一	浦	賢	表	之	切	之	拍	業	櫻	之	上	陸	之	亦	成	碑	之	亦	知

仁史長

一 被の上被^態四五十人上陸所見分^二出^三付
 其儀ハ五分^一証中聞ハ交是死^二中^三付城下
 同^一上^二後人付^三深見分^四為被^五交家^六ハ^七戸^八之^九
 切性^一或^二為^三野^四系^五同^六指^七有^八是^九ハ^{一〇}何^{一一}之^{一二}力^{一三}不^{一四}あ^{一五}成^{一六}何
 卒^一戸^二之^三明^四家^五ハ^六指^七子^八被^九一^{一〇}見^{一一}夜^{一二}之^{一三}中^{一四}子^{一五}有^{一六}何^{一七}之
 切^一之^二先^三方^四次^五年^六ハ^七あ^八成^九其^{一〇}陰^{一一}城^{一二}下^{一三}同^{一四}上^{一五}戸^{一六}之^{一七}明
 見^一先^二之^三費^四物^五ハ^六己^七也^八ハ^九交^{一〇}意^{一一}意^{一二}系^{一三}ハ^{一四}土^{一五}豆^{一六}之^{一七}邊
 ハ^一上^二戸^三之^四明^五川^六出^七ハ^八物^九取^{一〇}出^{一一}ハ^{一二}何^{一三}之^{一四}
 中^一物^二持^三ハ^四無^五控^六玉^七極^八ハ^九何^{一〇}凡^{一一}台^{一二}命^{一三}也^{一四}入^{一五}被^{一六}是
 ハ^一分^二中^三物^四交^五當^六百^七錢^八ハ^九小^{一〇}錢^{一一}之^{一二}取^{一三}出^{一四}ハ^{一五}買^{一六}取^{一七}ハ^{一八}風

一 子^一あ^二見^三ハ^四ハ^五間^六其^七系^八不^九交^{一〇}知^{一一}中^{一二}聞^{一三}ハ^{一四}交^{一五}無^{一六}理^{一七}ハ^{一八}錢
 其^一豆^二取^三物^四取^五中^六ハ^七未^八了^九ハ^{一〇}換^{一一}ハ^{一二}中^{一三}ハ^{一四}未^{一五}付^{一六}ハ^{一七}
 之^一中^二ハ^三地^四列^五ハ^六取^七妨^八ハ^九無^{一〇}之^{一一}ハ^{一二}得^{一三}凡^{一四}取^{一五}少^{一六}大^{一七}箇^{一八}海
 中^一ハ^二打^三出^四ハ^五ハ^六恐^七入^八ハ^九其^{一〇}後^{一一}當^{一二}先^{一三}之^{一四}策^{一五}館^{一六}ハ^{一七}
 向^一ハ^二飾^三ハ^四無^五中^六ハ^七
 一 寺^一社^二ハ^三系^四ハ^五得^六ハ^七庭^八庭^九ハ^{一〇}例^{一一}の^{一二}土^{一三}豆^{一四}ハ^{一五}上^{一六}付^{一七}む
 其^一中^二ハ^三之^四中^五庭^六ハ^七極^八未^九當^{一〇}當^{一一}者^{一二}其^{一三}左^{一四}日^{一五}奉^{一六}ハ^{一七}花^{一八}見^{一九}子
 系^一ハ^二様^三ハ^四与^五并^六當^七持^八系^九是^{一〇}ハ^{一一}奉^{一二}ハ^{一三}粉^{一四}ハ^{一五}何^{一六}之^{一七}交^{一八}也
 饅^一頭^二ハ^三皮^四之^五團^六子^七ハ^八餃^九取^{一〇}物^{一一}ハ^{一二}与^{一三}ハ^{一四}由^{一五}日^{一六}暮
 之^一庭^二付^三川^四去^五中^六ハ^七

一第館ハ海岸續ク与東西二十里餘ノ一ノ眼ニ
 又海ノ出来ハ土地柄五艘ノ船ノ外無ク群文
 同水ハ不動鳥魚數多ク生テ帝所鴨居山林ハ
 充滿異船百艘位海東君ハ少先宮家場亦在彼
 等ハ自分領ニ致度浦山發存居可中ハ諸方ハ
 上陸ハ鉄砲ニ与鳥ニ步中ハ
 一見世向ニ集リハ与ハ又訓子中ハ所珍發子
 与存不用ニ与見ハ斗ハ徳ハ中ハ亦半分又ハ
 女見ハ子中ハ宮家内ハ限ハ与ハ必宜是
 与見海亦半分与ハ振兵衆中ハ當百鈔持兵長

何分不審此方分送世ハ曲者有ク義ハ無ク遠
 又和親ニハ世々ハ中ハ与ハ長長長長中ハ其外
 色ハ中ハ夜身ハ少生ハ均ハ愚文惡草ヲ与調
 直ハ推考其ハ夜併ハ高暖ハ堅ハ以世用餘リ
 永ハ世世入且少控ハ通事ニ如新ハ其又ハ
 席ハ第ハ中ハ折角時侯ハ殿ハ其世ハ果ハ
 謹言

五月三日

控ハ和家北極東地一併ニ与百石有ク士ハ
 亦成湖鏡一亦立中ハ必金子指出ハ輝ニ与

安政元年甲寅三月
吉田寅次郎

安政元年甲寅三月

松平大膳大五郎家康

板百舎之助次男之而

尾舟口之助次男

浪人

吉田寅次郎

右之者後近年吳國船所之江後東段在安元主人
方勤中養家之令學師範之家筋之有別而長洲海
防之候至苦心段佐之間修理方江入門西洋学炮

綱を以て修業い多し其後浪人の身分に成るは
九兼之流為筋の儀を存量り且て旧主の恩義を
有る者非帯の功を可立る心掛に委去復以來異
國の軍艦近海に渡来いし其振及兼深痛心に
餘り西洋に渡り國々の凡教軍備亦悉く研究可
段と修理と及後論に要當今に形勢被り成知
るを急務とて間諜細作を用い其外良策無し其
はと以て重キ
市國禁に付官許た者之乃教自然漂流し其
いし成事情揣摩の上立返たり、有り

市國の 所為に可成者中少盡而し内存と符
合いし頻りに西洋周遊に急差起り去秋長崎
表に渡来し魯西亞船に身を託れ其又七澳船
を雇い海渡可段と九州筋遊歴に積り而修理方
江崎乞と越に委此者狗間を察送別に請作を
踏り志を通し此に付流渡懐いし長崎表に立
越に得る一旦退帆後に便を不を得忠告及府に
いし以後浦賀表に西墨利加船渡来神奈川沖に
碇泊其在退帆可段趣及承宿志を可遂と存究治
木松右即事重の助儀に同志に在連立横濱

村江孫越在受修理主人其田信濃守警衛被
 仰付修理候人数加り出張いゝ居九、付通
 弁之為漢文之認墨其書翰草稿江涼州を乞
 重之助候之周旋いゝ江江異船江可近寄手
 服無之其内下田港江お込江之付田所江孫越吳
 人上陸を見受右書翰并別啓策を投墨夜中竊之
 傳言船を以重之助一同異船江乗込外國同伴お
 頼江江不致承引江送戻江候九一途之
 清國之江為を存仕成江与七中立其江右舛
 重之

清國禁を犯一其而届二付父叔百合一助江引
 渡江在所警居

浪人

浪木松右郎と中立其

松平大膳大吏足煙之而

欠落いゝ一其

重之助

右之者俄漢學并兵学炮術修業いゝ一近年吳國

船所之江海東之付海岸防禦未
所為筋之候は心掛吉田寅次郎と及後論は要回
人七和漢軍學を心掛中上佐之間修理門下は
成西洋學炮術を日條業いし去其以來吳國之
軍艦近海江海東いし其に付海防策も修理分
教諭受其次第具て承り實に當今に取替彼を
知りし止り候と存究間謀細作しし西洋江
海軍之候為可成其得凡之家を憚り其七又
と存く親其江も嘆乞可致と欠落いしし於旅

中吳國船浦其表に再海いしし其極及海防可初
靜を考ふ其を以可乗組と立居身分押隠名山新
三即方は寄宿いしし寅次郎江内存れ其要回
志は其迎候に横濱村に其越因旋いしし其要候
理之人其因信濃守應接所聲勵也仰付修理候
人数は加り出張いしし其に付通弁之為し寅
次郎に繼以漢文の書翰草稿一覽おれ其要深剛
後号其後吳船に可近寄策を乞其得凡に其無
内下田港にお廻り其に付回所江其越上陸し吳
人の書翰并別語の策を投し其夜中竊に異船に

乘込外國同伴に殊に力に致すに送戻せ
 在一途に
 市國に
 重き
 市國禁を犯し其段不届に付松平大孫大史家来
 江川後放たる所暫居
 真田信濃守家来
 佐久間 修理

右に者倭和漢兵学西洋学炮術未師範いし一
 在近年西洋に凡教國力亦盛大に成加之蓋
 是以走り其迅速に船出來り趣先年書籍に上
 而發明いし一自う西洋に隣りて道理に殊
 吳國船廠渡來段に付第一本邦を閲閣いし
 一近海に軍艦を造りて海に可及しと業餘に對
 一實用に場合有ら
 所為を存海岸防禦ハ勿論必勝に籌策を考日夜
 苦心推拊研に要戦に彼を知己を知ると中肉當
 今に形勢を彼我知るに止り其倭と研究いし

安政四年丁巳二月廿日	所用狀列來寫	川田郡白石本郷乞食小屋主岩次郎孝養荒僻	岩五郎復覽之次第委細別紙書按之通奇特之	者共一長條右行狀等之間長篇二相繼可奉入	御覽尤俗人江心耳近々相通及極作方仕勸善	之所一端二七被遊友者其被	仰出在間至心得早速稿を脱し可被指出此版	申遣友恐々謹言	二月五日	修理
------------	--------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	--------------	---------------------	---------	------	----

本
局

大槻平次殿

友輔判

川田郡白石奉郷

乞食小屋主

岩次郎

同人素

志免

守聊相肖在候年之十五六歳より父母之好之物

古岩次郎候生質實直にて幼少より父母之教を

ハ不審何義其身ハ相好貧窮故日々勸進之内

在黄ハ魚類野菜ニ至追買求為給萬事父母之心

ニ叶有標取斗文化六年春より母病氣ニ相成候

安病中尚ハ宣敷取扱ハ同年四月母病死後父浦

助候ハ病身ニ相成候要昼夜付添心を尽し着病

ハ浦助候幼少より川狩在好ハ其病身ニ至り

漁在望候ハハ岩次郎夫婦にて手を引又ハ脊負

連立至場ニおつて漢ハ魚煮焼まで仕為樂實

ハ孝心深切ハ者ハ由村役付在因所城至片簀小

十部江申出候ニ付文政八郎右小十郎方より為

彦 殿

賞券俵仕米武俵相與長依目明多吉義リ順々申
 出及二付猶又行狀為兼按多受其後弥々孝心深
 浦助後文政十二年八十四歳ニ而中風之症相
 煩手足不自由ニ相成及一丸望ニ隨心慰ホレ
 連歩行少々毎急孝養相尽其由ニ及習法賞被成
 下交右多吉義法町同心江申出法町奉行相達及
 一付卑賤之者奇特之事ニ及岩次郎江島目五
 貫文同人妻一島目三貫文被下置与文政十二年
 八月十八日法町奉行男澤權大吏宅ニ於了法町
 同心組頭申渡之

右岩次郎亦申渡書付左ニ

刈田郡白石本郷

乞食小屋主

岩次郎

同人妻

右之者在父浦助并母存生中深切ニ事及品々小
 屋主中間之者申出奇特多事ニ及依之岩次郎
 江島目五貫文妻江島三貫文被下置及事
 ○
 一右岩次郎後安政元年二月九日子共岩五郎等

岩次郎

連立大黒廻一ニ相出七ツ半時吹白石所油屋
清吉所江立寄酒を給子共岩五郎等ハ相戻し
牙子吉五郎同道戻之節圓明寺前ト申所ニ
怪敷者兩人立居及ニ付申咎及一ハ癩人小屋
酒之者と申ニ付然ハ小屋一寓り及ハ可
然ト申及之り事起り柴木を以テ被打致及ニ
付十子を以打向搦合右及人之者在ニ小刀を
以咽江被突通遂相果及事

右岩次郎悻
岩五郎

右岩五郎悻父岩次郎同道安政元年二月九日大
黒廻一ト相出七ツ半時吹白石所油屋清吉所江
立寄酒を被為吞及ニ付岩五郎同所江牙を搦唾
其牙ハ相戻及受身ハ罷歸及ニ付何故歸及哉ト
兼及受空服ニ及ハ、戻及搦被申及及由申聞及
ニ付牙子吉五郎を迎ニ送及受條程間有之近所
之喧嘩有之ト申ニ付岩五郎悻棒を携及出及持及
厥人小屋長助前ニ吉五郎悻血ニ染例居相及ハ
長助小屋之内江遊入及ト申ニ付直ニ踏込及手
近松ト申者取押及受江才打越親ハ被殺及由泣

岩次郎
岩五郎

由	是	取	二	兩	主	直	あ
申	突	舎	付	人	庚	二	う
二	通	二	直	立	リ	親	ふ
付	一	相	二	居	吉	例	申
直	友	成	付	友	五	居	二
二	人	榮	申	二	郎	友	付
追	二	木	答	付	二	場	勅
欠	内	を	友	申	品	一	轉
本	富	以	一	答	柄	翔	仕
宮	吉	被	八	友	兼	付	所
驛	と	打	八	一	九	申	不
二	申	親	八	八	愛	友	者
於	者	八	十	可	白	一	八
右	何	十	手	然	石	八	吉
富	方	子	二	と	町	疾	五
吉	江	二	而	申	油	打	郎
を	少	而	打	友	屋	果	江
所	迹	向	向	二	清	友	江
不	去			申	吉	二	江
押	友			友	所	付	

申	年	島	之	社	其
出	三	者	内	在	愛
友	月	二	江	立	悞
二	廿	七	之	居	教
付	八	有	島	在	者
富	日	之	破	三	友
吉	大	乃	島	國	人
近	雨	教	者	山	系
松	之	我	初	と	友
共	節	と	而	申	二
右	注	杜	上	山	付
答	来	蘇	陸	江	問
を	之	那	仕	押	近
以	者	女	在	分	く
安	無	川	場	入	打
政	之	組	所	細	成
元	友	針	大	途	能
年	乃	ヶ	六	を	く
十	破	濱	天	余	打
一			之		見

孝史局

作史局

一ハ先ニ立在者ハ近松子似奇ニ付天ノ助
 と存近松ニ是ノ我ト二聲三聲呼聲其ノ跡足
 二如無相遠由申軍走人ハ富吉ニ其百親ノ敵ト
 名乗其ハ心得ト申石を取打殺其ニ付身を
 加日ハ其ハ左ノ肩江打當リ及節不透棒を以
 頭上を打其ハ腕を突其受其時近松も同様石
 を打付其ヲ棒ニ下頭上又ハ耳之邊二ツ打其ハ
 ハ棒三ツニ打其受其人立揚リ棒ハ折水二ツ
 を指取被打向岩五郎候棒ハ折しを以一生其命
 打合其受敵ハ五人岩五郎ハ其人其勢速ニ難敵

己ニ危ク相成被殺其ハ親メ仇を可復却ル
 其ノ不及是其帯居其振指を接近松咽を切付其
 情も急所ト打見一倒其其色富吉見付嗚呼ト驚
 を立逐出其ニ付追欠其受藤葛江是を引然轉其
 要を咽江切付五人仕為其既同郡肝入方江申
 出順ハ其違其ニ付其礼明ニ上昇賤ニ者高持ニ
 事ニ其百重其賞被成下其既以町奉初深定所成
 役人其違其ニ付其賞ニ候味被其考其要平
 人ニ其望其ハ士分ハ其既立可被成下程ニ
 者ニ其得其下賤ニ者右様ニ其既立難被成下

此
 處
 有
 事

何
 事
 也

時安政四年二月廿日寫了

磐溪崇隆記

歲丁巳二月扈從頭若林友輔遙傳公命曰川

田郡白石馬頭岩二孝養及其子岩五復讐洵為

近今美談海清崇其綴作長篇歌行以供覽焉

且命曰其辭取易入俗耳不必耍粧飾蓋欲以為

勸善之一助也臣清崇謹奉命乃製孝句行前後

二篇以奉呈時三月上己

前孝句行泰句又作馬古切乞也

天之降才非爾殊王公乞丐有種乎却恠紈袴之孝

子至性多是在匹夫東奧白石有孝句兒曰岩二父

浦外至孫岩五最可驚一擊復讐何其快嗟哉宮城

信夫誰家女作歌新傳一佳話磐二純孝出天性齧

亂克服爺孃誨及至成童孝愈篤親之所愛已亦愛

每日浴門乞一錢歸來總能辨魚菜到頭不唯養口

體承其歡心匪敢懈母病在床可奈何夙夜看視不

解帶其妻志女名妻亦同志蓬首何遑掃眉黛何罪于

天母終沒欲償其罪唯父在八十餘齡雖未耄身病

中風奈潦倒性好捕魚老未休洿池川澤無不到夫

孝句

妻助之尽心力。或携或負巧相導。江魚活潑獲則供。為羨為炙唯所好。城主氏片倉聞之太感歎。與米二苞。勸其孝。事達于公郡吏按。果然孝義不待贊。文政己丑八月日。市平之宅下賞判。褒曰奇特給青錢。幣則五貫。妻三貫。至孝如斯真難得。况乃微賤在乞食。嗟哉冰魚雪筍何足以。二十四孝欲無色。

後孝句行

孝子不匱錫兩類。之近莫若父子。大岩孝義吾既歌。小岩復讐可無記。安政之元二月

初。浴街鼓噪大黑戲。春日遲々欲夕陽。痛飲城南賣酒肆。小岩先婦大岩留。醉來去向圓明寺。名地忽有惡

漢遮途出。汝何為者。一聲詰。自稱癩院流寓者。甲呼近松乙富吉。二声三声互喧嘩。寸鐵尺挺鬪未畢。小岩聞之趨往視。阿爺已斃血流溢。急入癩院捕近松。追獲富吉於本宮。名驛訴之警迹泣且請。此二人者實殺翁。公議獄成處流竄。檻車遠送江島東。岩也竊謂流丐兒。一朝逃島未可知。即日潛形尾踪踪。牡鹿郡中日徘徊。隔海遙對三國山。山上安置第六天。流人如逃孤島去。登陸定在阿那邊。明年三月廿八日。大雨無人昼寂然。一條細路排草往。瞥然認二兒顏。父之讐也。汝記不。諾声未畢石爭投。三尺大捧持在此。

孝
史
局

				一寅三月十八日	同五月十五日	同運送船	同運送船	一寅三月廿一日	出帆同五月十二日	同蒸氣フレカツト船	船号	使節
			大炮	入港四月十日	歸来同六月朔日	但シ再渡	但シ再渡	入港同四月十七日	返来同六月朔日		ボウハタン	ペルリ官コモドール
			四門	箱館江向ケ出帆	退帆			箱館江向ケ	退帆			

参
見
編

				一寅三月十八日	同五月十五日	同運送船	同運送船	一寅三月廿一日	出帆同五月十二日	同蒸氣フレカツト船	船号	使節
			大炮	入港四月十日	歸来同六月朔日	但シ再渡	但シ再渡	入港同四月十七日	返来同六月朔日		ボウハタン	ペルリ官コモドール
			五門	箱館江向ケ出帆	退帆			箱館江向ケ	退帆			

右に條約書不極お滿次第下田港法筭お成茂
付港内一見として神奈川沖か返来

作
史
長

仁
史
書

船將	マツクル子
次官	ベント
通辨官	ホツテメン
乗組	三万五千人
大炮	九門
船長	サ四十間餘
同新	
同蓋	カフカト
船主	リス

死内水史毛人滞在申病
柿崎村玉泉寺埋葬

額ル者始終高橋之事

一寅三月廿一日入港同四月十日抜錨江向ケ退

乗組 三万人餘

大炮 九門

去
二
船
再
返
来

同フレカト

同運送船

一寅三月廿一日入港同四月八日返帆

船主	ガラスリン
船名	レクシシグトン

参
帳
簿

大炮 四門

右船に於横濱條約書為不替相漏及七付同不

とり渡東使節箱館より返後附録條約所極凡

一寅四月六日入港同月十日箱館に向テ出帆同

五月十六日返東同六月二日退去

亞墨利加 フレガット 船

船名 マサドニヤ

船主 アブボット

乗組 二百人餘

大炮 二十門

右に條約書為不替後三月十四日武州小柴沖
出帆無人島江相廻り渡東

一寅六月廿六日入港同月晦日出帆

亞墨利加 南船サンフランシスコノ船也

船名 レディビルス

船主 ボルロリス

乗組 十八人

船長 サ二十間餘

大炮 四門

右に使節バシリに相示滞留之心得て而為訊

修史

修史

右港口江碇泊上陸し、兵願立及、舟在通信是之
 園故ふお成候申渡り要長崎江向へ退帆
 卯三月十一日海東同月十三日退帆

佛桑西蒸気軍船但二奉柱あり

右	大	船	船	船	佛	卯	右
七	炮	長	將	号	桑	三	港
三	六	新	ボ	コ	西	月	口
月	門	七	ラ	ル	蒸	十	江
四	新	十	ア	五	気	一	碇
日	船	五	ン	フ	軍	日	泊
来	同	十	ス	十	船	海	上
船	圍	九	ト	三	但	東	陸
同	船	日	二	日	二	同	し
圍	同	退	奉	退	奉	月	兵
船	船	帆	柱	帆	柱	十	願
二	二	江	あり	三	あり	三	立
夕	夕	向		日		日	及
ン	ン	々		日		日	舟
テ	テ	長		日		日	在
イ	イ	崎		日		日	通
		向		日		日	信
		退		日		日	是
		帆		日		日	之

ニ江用向者之身東に由碇泊申食料等重遣也
 長崎江向退帆
 卯三月廿七日入港同四月十三日退帆

亞墨利加フレガット測量船

大	船	乘	提	船	亞	卯
炮	長	組	督	号	墨	三
八	新	万	口	ウ	利	月
門	七	八	ツ	イ	加	廿
四	万	十	ゲ	ン	フ	七
日	四	人	ル	セ	レ	日
来	十	乗	官	ン	ガ	入
船	日	組	コ	ス	ツ	港
同	三	万	モ		ト	同
圍	日	八	ド		測	四
船	日	十	ー		量	月
二	日	四	ル		船	十
夕	日	日				三
ン	日	日				日
テ	日	日				退
イ	日	日				帆

卯三月廿七日入港同四月十三日退帆

亞墨利加運送船

船号 ケレター

船將 トウロン

乗組 十三人

船長 九十七フート 十六万餘

右 玉泉寺に滞在し魯人の跡を乗組五月廿

六日戸田村に廻し六月三日因所を留し魯

人の跡を乗組出帆カムシカツト近海に英

人の為に波長捕唐國に連行

但し右船魯西亞國より返来近積荷を跡當

地は揚置為荷守亞人二人乗置友名魯西亞

双方より取書申出た付柿崎村玉泉寺に

差置

卯六月十三日入港同月十六日退帆

亞墨利加高船但ニスクー子ル船

船号 バルメツト

船主 ウエルハイ

乗組 十二人

船長 万七フート 十七万餘

同中 廿二フート

修史局

安政三年

揚置長荷物	残唐園	分子ウヨル	グ江向ケ退	帆ス	辰二月十六日夜入港	同月廿七日退帆	亞墨利加高船	船号	アイゴロント	船主	リツケンソン	長サ	九十七フ	ト十六	百余	乗組	十二人	内船主妻	兼小女	二才	右鉄之品	お酒一	夜添	果凡五子	ドルラル	分諸	品并石寒天号	お酒サン	フランシスコ	江向ケ
-------	-----	-------	-------	----	-----------	---------	--------	----	--------	----	--------	----	------	-----	----	----	-----	------	-----	----	------	-----	----	------	------	----	--------	------	--------	-----

修史局

卯十一月十一日入港	同月廿六日退帆	但サシクフ	子ニル	船	シスコノ	船	亞墨利加高船	船号	ゼ子ラール	ヒール	ス	乗組	九人	長サ	九十フ	ト十五	百餘	巾	二十三フ	ト	右船玉泉	ち滞	在	いリユドル	フ買	清海園	致し	在	付願之	通船	主リユトル	フ	五人	コ	多	萬	ドルラール	分	品物	引智	い	我	免	お	成	當	所	江
-----------	---------	-------	-----	---	------	---	--------	----	-------	-----	---	----	----	----	-----	-----	----	---	------	---	------	----	---	-------	----	-----	----	---	-----	----	-------	---	----	---	---	---	-------	---	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---

修史局

	出帆	辰四月廿二日夕七ツ半頃入港同廿八日午五ツ	時以退帆	遊磨船之由	船号	船主	長サ	巾	十二竹ボート	ホウイツスル二門	四竹ダライパス二門	士官	外料	乗組	右船十五日以前唐團サンハイトリ出帆十日	以有長崎江二日滞船支不當所見至之為浸束	缺乏品高打洞箱鉸江向ヶ出帆	辰七月廿一日未ノ上刻入港同八月六日申ノ上	刻出帆	亞墨利加内車蒸氣船
					ヘリシヨン	レンケ士官之由	八十フート	二十フート				三人ウケランニス、グ、ム、	一人	二十一人内唐人五人						

修史局

修史局

後時刺取所可申上各被仰返九事

一夷人市店に於て物を買取致す差免しに付買

法交各中少及い、其取返し是し右互照示記

及書付夷人其差出至及い、法取至代料に及

其序次第下田法用所江中立法同所より法下

之返清及及いお心持可申及且又其國に金銀

殊又ハ持合し取物等を以互換可お拂と申少

強而量至在節上預り至其恒委細法用所以可

中立者被作返及

一夷人遊歩之節食物等高し及見世又ハ湯茶亦

是乞取多免人家に立寄及及有之及ハ、夫に

每道し及振可致及衣食物に代淺或ハ茶代と

して彼方金銀淺品物等至至及ハ、前条に振

に准し取斗り申与被仰返及

一神事佛事其外不依何事形規に及堅所可取立

振亦亦い被仰出堅くお寄方一右舩に及申

勅免其者有之及ハ、其恒速に法訴可申上各

被仰返及

但奉文に振に付見少に及い其及有之及者

是亦早に法訴可申上各被仰返及

修史局

修史局

信史

右被仰渡之振一同兼方守畏灰若如皆及ハ、
 何振之法仕至ニハ可被仰付其衣被仰渡之振
 寫一室毎年西五九月二夜宛名宅江村中ノ
 者寄名相見遠失若ノ振可仕仍而名主年寄組
 頭與村中連印一札差上申更此件
 安政四巳年五月 日

天野兼右即知行所
 豆別賀茂郡明伏村
 與村中十五方以上
 人別連印

下田

御奉行所

修入

安政三年四月水戸黨罪一件ツキ

外ニ	矢田	郭雲	平ト	云	之	の	奸	黨	の	魁	多	る	此	處	此
一件	茂	露	一	機	を	見	了	何	方	一	々	出	走	取	一
草	を	分	け	け	穿	鑿	取	成	在	在	知	意	不	申	由
ハ	高	松	屋	敷	江	欠	込	仕	在	也	難	斗	と	の	風
吹															
白	井	友	右	衛	門	ト	云	之	の	黒	羽	近	邊	子	住
府	ノ	富	豪	ニ	入	用	を	出	一	日	中	由	此	者	
奸	黨	子	與	一	入	用	を	出	一	日	中	由	此	者	
之	而	用	意	法	一	九	受	召	捕	人	押	入	召	捕	不
之	而	用	意	法	一	九	受	召	捕	人	押	入	召	捕	不
也															

水戸黨

以下四枚半四行高九
此一條安政三年
多凌天

安政三年

辰ノ八月廿四日大和守辰辰辰

岩瀬修理

亞墨利加官吏并上陸止宿之候ニ付彼船渡来由
凡ハ、此方ニ而申支之極を以難お成候可及想
接方兼而下田奉行江中渡墨灰得凡今般安吏
極を以渡来之亞人江惣接之上候ニ、小滞留為段
灰上ハ今更引拂出灰中、石、當今、不
止事時勢ニ付官吏差置方ニ下田奉行江お連
凡、凡、方候早ニ彼地江お越下田奉行お渡お編

正黨武田仲賀
彦九郎と云り今國老
子ある
素系
哉右印号日殆卜危りり一由

Grid of faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.

而十分子可也所斗其然也魯西亞家史之條
約面之或也者之程英佛氏外進之同探之或可也
立ハ必定之事實之不易國家之民大事之有之
其乃邪教傳染ハ勿論土民之愚民外異之凡習不
推極探得上下田奉新以中讀家初分後果之之
以所締筋厚く勤糸之上家居中分可成丈極之獲
小之有斗法團患ハ成探下田奉新俱之踏込念
入之法所調之也甲少其
但ハ其越其節之善端之輕之政一宿解亦費
獎ハ其成探其心乃其當地所用之多端之矣

二付彼地所締方一見店ハ付其上ハ子之海
府ハ探之也段其
長崎之里来編寫一
一八月五日嘆船三艘入津内幸艘火船有之都合
要害能其見其元船探之修社大船之而出帆之
柳ハ大山之歩新其標子陸望其右火船湊入之
節不意之蒸氣之而走里込其市當所張切美
船法固引之受之走リ魚之繫合引張引之申を

通	り	孔	物	い	こ	て	夢	網	上	構	丸	切	レ	其	内	是	筋	八
淡	り	い	由	死	切	ふ	中	有	こ	而	冥	船	走	艘	ハ	横	子	返
り	水	舟	と	お	成	難	船	仕	其	内	是	艘	走	火	船	い	波	子
門	を	繫	り	場	迄	占	門	寄	ふ	毛	流	流	来	其	内	こ	味	望
一	我	志	冥	船	と	中	毛	凡	五	六	百	石	位	と	お	見	一	中
一	八	月	十	五	日	嘆	蓋	象	船	走	艘	返	来	都	合	四	艘	之
お	掛	中	有	右	嘆	人	在	上	陸	い	場	所	船	佐	何	先	達	
と	見	物	子	形	出	日	と	五	人	三	人	或	ハ	お	人	口	こ	子
お	分	り	バ	ツ	テ	ラ	三	而	大	波	戸	分	上	陸	沓	洞	仕	此

と	進	と	換	仗	役	人	お	深	混	難	い	孫	子	こ	味	望	此	也
系	人	夫	役	人	付	添	ふ	中	洲	洞	致	其	嘆	人	在	此	中	
滞	在	い	小	唐	船	ハ	孫	越	乱	妨	直	こ	毛	い	孫	乃	凡	
何	死	致	い	死	由	こ	而	唐	人	在	大	こ	畏	毛	孫	乃	羅	
大	被	苦	毛	擲	立	其	極	是	ハ	何	毛	能	常	い	節	唱	一	我
内	毛	諸	殺	こ	分	お	集	り	中	其	合	團	こ	味	望	我	嘆	人
一	本	國	分	後	来	い	火	船	走	艘	唐	國	江	孫	越	丈	分	松
下	田	江	お	廻	り	其	振	こ	而	先	月	出	帆	仕	其			
一	先	口	分	所	用	蓋	氣	船	五	嶋	天	草	達	占	棄	過	こ	味





以望在要減之約定之通往遠之刻限分前子後

帆仕丸

一八月十五日海東喚和榮院船添集組分

書翰傳之仕受方之通出届之和解

長崎法奉行

川村對馬守様

曆數子八五五於六年第九月十五日八月辰

叶十五

和榮領事官中上及長崎江海東の陸高賣船

サ一ラ一ハ三十號船跃テンブーケル之書

狀嘆咭喇蓋氣船ホル子ツト船とり陸落子

九月書狀之者之在七右高船第八月十四日

十月七月唐國海子ヨウホマニト申所之而全

難破波船荒積為凡少一之取留而中乘組之

内四人死失段一五段之者在ハ海賊唐人之

子之落入于後夜船を以裸體之而上海之到

着段一同所分便宜を以喚喝吧得團可陸極

目望夜

一右船之十數多之書藉花鈕付角六子挺分

皮靴之件許多之注調進物積込在丸美之付

大島

右災害法奉仍様兼於日本政府以法残多可

此思呂亥之存茂

一右之次勇江戸之而政府以法中立法下存希

存茂

右恭教申上茂

和原領事官

也人々海寸由る志内是

右之通和解事上中茂已上

辰八月

辰八月十五日被

仰法

之貝因障守

池田甲斐守

先般 市軍制法改西之被 仰出丸水戸市中

納言 辰右法用之蒙 仰諸般人々市用然也

仰付 右要重大之市用編案易之取油也右要然

多要此交講武所法取建也之丸然也右市用講

武所 之於之史之評議研究之上市軍制之取建取

袖取 當之箱日可有之在百以東市軍制法改西之

市用 編載友人引受也 仰付所取以下之内之与

右法 人撰之上市用然可被 仰付在右名取在選

可被 中少在右當時法人少法用多之而引是並也

萬延元年庚申
襍錄

前滿大和宮液之列望等之

水野翁後曾江別殿遠

英吉利使節所招之英八魯西亞亞墨利加

友國之使節所招之對一而於名之等之

彼是之梓栖之而五成探長崎在以此之誤

可取斗九其可之或八委細劫乘既一可取伺

其事

圍	訪	近	レ	命	ヒ	ノ	日	我	英
ヲ	ン	日	ハ	モ	タ	一	月	徒	國
警	ガ	日	疑	既	リ	隊	三	ニ	新
衛	為	日	念	ニ	然	二	大	於	聞
セ	ニ	本	十	危	レ	侵	君	テ	紙
シ	轎	ヨ	カ	キ	氏	サ	ノ	ハ	鈔
メ	子	リ	ル	重	日	レ	城	王	譯
大	ニ	新	ヘ	傷	本	大	内	國	我
君	衆	說	シ	ヲ	ノ	不	二	日	千
内	リ	ヲ		受	權	幸	出	本	八
城	臣	得		其	官	ニ	ン	ノ	百
ノ	下	タル		死	等	遇	ト	執	六
門	ノ	ル		ヲ	ニ	タル	シ	政	年
前	大	ニ		秘	在	ル	水	官	十
ニ	隊	執		ス	テ	ヲ	戸	三	五
架	ヲ	政		ル	ハ	今	公	月	月
ス	シ	官		ヲ	執	日	ノ	月	十
ル	テ	大		知	政	迄	從	廿	二
大	其	君		リ	ノ	甚	臣	四	日
橋	周	ヲ		リ	性	疑	私	日	日
				夕			黨	三	鏤
							我	我	行

參
史
局

江	封	ス	ル	シ	日	人	過	テ	ヲ
戸	度	ル	甲	其	本	戦	ス	紕	以
在	半	害	假	具	ノ	闘	此	明	テ
留	=	物	面	足	武	ノ	変	セ	命
ノ	至	ヲ	胸	ノ	器	具	事	ラ	シ
ニ	ル	防	板	製	ハ	ヲ	ノ	ル	テ
=	一	ク	脊	ハ	甚	携	後	自	自
ス	封	其	板	鋼	重	ヘ	兩	餘	殺
ト	五	全	=	鉄	ク	江	三	ハ	セ
ル	百	量	テ	=	シ	戸	日	僅	シ
居	四	極	編	漆	テ	=	ヲ	=	ム
住	十	テ	成	ヲ	戦	来	經	挿	私
所	目	重	シ	塗	鬪	着	テ	ヘ	黨
毎	ト	シ	以	リ	=	ス	執	ラ	ノ
夜	ス	甲	テ	美	臨	ト	政	ル	兩
嚴	リ	ノ	躰	麗	ミ	云	ノ	、	人
戒		ニ	外	=	疲	フ	役	者	此
アリ		テ	=	装	勞		臣	二	事
是		四	飛	ヒ	ス		一	万	=
			来	タ	ハ				依

修史局

士	首	リ	切	ヲ	=	雨	ト	リ	ヨ
之	ヲ	ト	ル	以	執	衣	ス	進	リ
ヲ	提	蓋	之	テ	政	ヲ	偶	テ	大
咎	タル	シ	ヲ	公	ノ	著	雪	岐	約
ム	ル	執	提	ノ	黨	シ	ヲ	路	三
ル	者	政	ケ	轎	ヲ	裏	降	ノ	分
者	一	ノ	テ	子	侵	=	ス	相	一
十	ノ	衆	叫	ヲ	シ	戎	十	會	里
シ	大	臣	ン	圍	敵	衣	六	ス	隔
翌	門	ヲ	テ	ミ	ス	ヲ	人	ル	テ
朝	ヨ	惑	云	之	ル	服	ヨ	所	タ
衛	リ	ハ	ク	ヲ	者	シ	リ	=	リ
士	遁	サ	今	刺	ハ	直	十	至	自
其	レ	シ	我	ス	悉	=	八	リ	館
任	出	メ	公	遂	ク	雨	人	方	ヲ
ヲ	タ	ン	ノ	=	之	衣	ノ	=	出
急	リ	カ	首	公	ヲ	ヲ	兵	橋	テ
ル	シ	為	ヲ	ノ	伐	脱	士	ヲ	途
ノ	=	十	得	首	ツ	シ	表	渡	=
故	衛	リ	夕	ヲ	劍	急	ニ	ン	在

修史局

日本ノ鎮臺等不列顛ノ全權ニ約セル馬ノ數ヲ	ク注意セシト見タリ	ツクノ廉直ナル面日實ニ十分ス日本人ニ能	コツク甚恐怖シ日本人モ尚検査セリアハルコ	スルヲ告ケ又暴行スルヲ十カルヘシアハル	害シタルハ水戸公ノ從臣ナルヘシ傳此時外出	不列顛ニエストルアールコツクノ羈臣傳ヲ殺	ヘタリ	注意スルガ故ナルヘシ實ニ頗ル恐懼スルトミ	外國人ニ害ナク且ツ自餘ノ諸物ヲ燒ガル事ヲ
----------------------	-----------	---------------------	----------------------	---------------------	----------------------	----------------------	-----	----------------------	----------------------

満ルコトヲ拒ミタリ江戸ニテハ鎮臺等千足ノ	馬ヲ送ラント云ヘリ然レ馬ハ皆諸侯ノ領地ヨ	リ出セハ彼等馬ヲ出ス事ヲ肯セザルヲ以テ鎮	臺モ前約ヲ変シ遁ルノ策ヲ設ケタリ	横濱ノ鎮臺其政府ノ要用ノ為ニ異人ノ貯フル	火器ヲ買ハント欲シ月録ヲ異人ニ託シテ之ヲ	求ム此銃ヲ以テ兵士等前月標的ヲ立テ之ヲ照	準シ點火シテ操練セリ	萬延元年四月廿四日	横濱鎮臺ノ命ニ因テ	手塚律藏謹譯
----------------------	----------------------	----------------------	------------------	----------------------	----------------------	----------------------	------------	-----------	-----------	--------

参史局

作史局

華盛頓新聞紙大意 我千八百六十年八月十五日

一前日ステートデハルテメントとのつる交は

一日本使節のりる子喰飯の後を直小お獲る時

一初を報し来る

一ウイラル人の旅館中にて使節衣服調度所

一王平生より整肅にして喜悅の極あり結核

一此るふも蓋てか念入てソテアを

一朝十時以分行列を備へ中央小使節の印を建

一て使節ハ皆粵小あり不車の籠る通洞多村でホ

一ルトマンとの為人此小あり至て縁あり

修史局

修史局

誇誕可憎

四百里ノ道中ヲ
二萬人ヲ往來
セテ旅籠賃ヲ
國用盡スル
米人モ此等何ト
思ヘルヤ同ホシ

右	旅	館	と	里	フ	レ	シ	デ	ン	ト	見	城	外	ハ	鐵	柵	を	う	へ	く
才	財	の	距	離	より	を	あ	ら	う	凡	〇	或	人	を	扈	從	の	多		
を	野	間	せ	る	小	菅	て	薩	摩	江	戸	に	年	々	糸	看				
の	時	ハ	二	萬	に	も	至	る	程	あり	此	使	常	ハ	米	人	不			
對	し	て	例	外	少	し	と	そ												
一	此	間	を	洋	鏡	の	柄	ハ	金	銀	青	具	を	塗	り	て	美	す	り	
又	行	列	の	様	子	も	あり	此	所	不	詳									
一	途	中	ハ	見	相	の	人	甚	群	集	し	て	浴	家	の	客	ハ	人		
頭	滿	ち	る	側	の	家	の	屋	根	迄	も	儀	附	し	中	途	ハ	金		
産	の	如	き	雲	ふ	ハ	お	し	て	難	當	り	此	處	大	持	婦			

人	を	望	つ	レ	シ	デ	ン	ト	見	城	外	ハ	鐵	柵	を	う	へ	く		
の	尖	既	ハ	危	り	存	る	もの	危	き	様	子	あり							
一	使	常	ハ	大	門	ち	り	入り	向	屋	の	前	ハ	至	り	不	レ			
シ	デ	ン	ト	の	城	中	に	も	多	人	數	群	集	せ	り	一	十	一		
時	才	以	東	方	の	室	に	ハ	人	滿	ち	り	此	時	分	ブ	カ	十		
ン	君	も	出	り	く	水	陸	軍	の	士	及	び	外	國	の	ミ	ニ	ス		
ト	ル	等	も	戻	り	あり														
一	十	二	時	の	以	巨	室	の	中	央	に	隊	を	列	し	たり	此	者		
同	號	の	衣	裳	を	り	隙	を	手	配	り	個	ふ	て	音	樂	の	聲		

修史局

修史局

小人得意可知

彼	る	一	症	シ	二	ト	デ	聞
ら	帝	時	に	ロ	時	ハ	ン	ふ
頭	の	の	止	ス	あ	カ	ト	さ
を	名	教	色	レ	る	ヒ	の	れ
ま	代	を	り	一	ふ	子	出	と
け	と	致		二	中	ツ	来	も
又	い	され		三	央	ト	り	尚
和	い	れ		四	の	と	一	見
以	へ	一		五	戸	い	時	物
進	り	ふ		六	を	つ	ハ	宜
州	り	や		七	開	る	稍	罵
又	加	年		八	き	官	弱	甚
頭	是	未		九	へ	を	あり	致
を	あ	他		十	る	身	り	怒
垂	て	邦		一	此	来	プ	立
此	を	と		二	り	り	レ	て
終	急	通		三	先	此	シ	プ
此	を	信		四	き	り	デ	レ
ハ	急	せ		五	の	時	ン	シ

一	の	プ	一	に	以	リ	自	詞	在	教
有	の	レ	有	贈	下	今	國	を	再	後
権	俣	シ	の	る	三	世	の	述	以	を
の	あ	デ	官	書	名	身	後	たり	此	リ
を	て	ン	中	籍	に	一	を	此	者	を
留	る	ト	身	の	付	等	以	詞	を	リ
せ	る	の	而	策	是	の	て	を	り	、
り		産	書	を	来	候	プ	名	ブ	述
		意	の	携	れ	常	レ	村	カ	述
		を	成	へ	り	昭	シ	カ	ナ	り
		近	淑	カ	此	不	デ	ン	ン	り
		づ	美	ビ	時	透	ン	に	に	り
		を	四	テ	ハ	徹	ト	向	向	り
		此	部	イ	徒	せ	に	ひ	右	り
		處	子	ン	人	る	對	右	日	り
		あ	二	デ	皆	勢	一	右	亦	り
		て	名	ホ	沈	を	少	日	亦	り
		懇	を	ホ	黙	あ	分	亦	亦	り
		懇	衆	ホ	せ	け	の	亦	亦	り
		懇	國	ホ				亦	亦	り

修史局

修史局

彌衣整肅する	仲次二侍	親群集の人	愉快の極												
子等皆此色に	記する	不足る	○を廻持	く間を只											
ま時にしと	終り	伎節も	ウイル	ラントの	詠寓										
にゆきり															
一 伎節衣冠美	秀る	を詳	に記す		此條欠										
一 日布人	今日	日吻	館海	事も	為ぞし	と今朝	下								
一 少年	トム	ジ	と	り	る	者能	と	美事	に	著	を	する			
性あり	余を	一	隅	に	呼	ひ	彼	ら	天	竺	純	粹	の	心	を
以て	云	者	ブレ	シ	デ	ント	を	見	たり	彼	を	重	の		

人あり	又	曰	嗚	呼	吾	シ	ス	レ	一	ン	を	見	たり					
一 十八日	我	潤	日	三	月	の	晚	米	醫	四	名	を	醫	官	崎	森	山	
川崎に	對	一	醫	術	の	試	問	あり	立	石	得	十	郎	之	り			
澤官	たり	初	め	醫	術	教	学	の	如	何	を	問	ひ	弟	品	用		
法	キ	十	境	水	銀	セ	メ	ン	シ	一	十	梅	毒	産	科	を	外	祈
穉	蓋	惑	の	俗	等	の	法	に	至	れ	り							
一 翌	十	九	日	セ	ク	レ	サ	ク	十	フ	ス	ラ	ト	色	親	る	間	も
なく	吾	撃	け	り	と	つ	り	初	め	ゼ	子	ラ	一	ル	カ	ス		
と	り	ふ	人	の	家	に	至	り	再	ひ	此	家	に	ゆ	り	て	食	事

館	を	の	い	逢	地	等	○	御	な
中	歌	快	つ	ひ	ま	来	カ	小	と
は	て	捷	る	互	て	れ	ビ	婦	終
ハ	何	なる	雨	に	連	り	子	人	色
目	つ	を	亦	遁	是	日	ツ	多	り
亦	り	見	あ	避	来	本	ト	かり	此
大	終	自	り	の	る	人	各	し	高
の	に	國	一	悦	コ	を	水	此	あ
紫	十	の	に	を	モ	ホ	陸	所	そ
風	一	技	美	告	ド	ハ	軍	に	も
に	時	に	女	り	ル	タ	の	プ	尺
て	半	吳	好	此	タ	ン	兵	レ	物
一	亦	る	男	あり	ツ	号	士	シ	人
人	一	を	巧	舞	ト	船	○	デ	多
か	と	注	に	躍	子	にて	外	ン	く
外	と	目	舞	の	ル	ハ	國	ト	群
出	胸	一	以	室	も	十	全	次	集
せ	る	耳	躍	ト		マ	權	官	せ

修史局

一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
本	本	本	本	本	本	本	本	本	本
の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
貢	貢	貢	貢	貢	貢	貢	貢	貢	貢
を	を	を	を	を	を	を	を	を	を
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
小	小	小	小	小	小	小	小	小	小
に	に	に	に	に	に	に	に	に	に
少	少	少	少	少	少	少	少	少	少
時	時	時	時	時	時	時	時	時	時
沈	沈	沈	沈	沈	沈	沈	沈	沈	沈
栗	栗	栗	栗	栗	栗	栗	栗	栗	栗
を	を	を	を	を	を	を	を	を	を
後	後	後	後	後	後	後	後	後	後
養	養	養	養	養	養	養	養	養	養
で	で	で	で	で	で	で	で	で	で
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

修史局

艇も同く見を攻む○頼る劇戦五時の後一城
上小白旗を擧りりハ條の城砦も迷不悉く之小
働り
茲不於之攻撃を止む時不清人書を陸て清の提
督英佛の將不天津不亦會一事を議せんとい
り之を答ふ不曰二時間攻戦を休むるを許さへ
然れども天津不亦見るハ敢て許さ出た或二時
を過ば更不復撃を始むへ
諸城將不攻軍悉く其兵を退けるを敢て違忤せ
る所なく城を致し去る人と請りうを即之を許

一ぬ是不於之列城の守將悉く其部衆の戎装
を撤し進て軍前不をり諸具を攻軍不致し去る
城兵も五時の間ハ能捍戦不耐へありと見ゆ○
清軍死傷の數未詳なればと雖付る不極て勤る
分るるへし是文伏間城内の倉庫碎落したる尤
其壘粉多る前驍多るるへ一○攻軍の死傷稍詳
あり善大率英人百人佛人五十人の死傷と見
煩鯨を膠一大不兵を列せを以て一時その用を
ふるに滿騎ハ並て之城を攻る不當て其勇名を
顯せし所の者よりと見

修史局

修史局

修史局

尤	新	の	報	聞	ハ	英	佛	の	使	將	將	小	考	一	て	天	津	小	到
分	ん	と	し	現	不	其	強	備	を	有	せ	多	と	○	英	佛	の	面	將
分	を	て	北	河	の	面	岸	小	沿	て	浙	り	三	ニ	ス	テ	此	ハ	河
中	を	登	水	り															
井	ギ	十	ウ	船	行	る	所	の	新	守	ハ	土	賊	上	海	小	巡	つ	る
亦	れ	り	と	是	なり	案	察	知	る	ハ	ロ	ン	ゴ	ロ	一	急	小	大	
兵	を	差	遣	さ	る	備	を	為	さ	と									
ロ	ル	ト		エ	ル	干	ン	重	緊	有	る	舉	動	小	飽	て	大	小	を
意	を	用	ひ	と	り														
諸	友	那	小	亦	れ	る	英	師	の	類	来	ハ	未	夕	之	を	詳	小	を

る	小	由	有	一	緒	る	小	佛	英	大	小	相	叶	ハ	ご	る	小	因	て
報	子	人	事	を	慶	を	因	命	知	る	急	小	大	兵	上	海	小	巡	を
つ	き	と																	
不	日	英	佛	の	船	来	り	を	詳	説	を	傳	ん	事	必	せ	り		
在	近	水	曜	日	の	晚	小	當	り	ペ	テ	ン	を	失	ひ	上	海	の	大
小	恐	驚	る	一	物	陷	没	せ	り										

修史局

有以軍艦虚
喝之意可畏

英人ノ説 譯考 洋
香港新聞紙ノ據リテ参考スルニ日英ニ於テ外
國との親交和合セキ政府の要望也
之情態ニテハ各國の貿易禁
一ニテハ日英政府且貴族外國人ニ至
在の貿易ニ不平等ニ思フ
る者軍勢の況ニテハ交易ハ至
事ニ於テ多ク萌ルニ依テ支那
於海ニ退クニ至リ以前日本
を連下儀トシテ諸件ニ治定
せん

修史局

Grid of faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.

修史局

時	王	ハ	ト	千	後	北	九
其	ノ	レ	會	八	得	京	月
城	の	ブ	晤	百	英	英	七
ヨ	特	リ	セ	六	佛	佛	日
リ	派	タ	シ	十	と	と	岩
及	公	ニ	時	年	不	手	崩
家	使	ヤ	ノ	第	降	書	書
小	三	マ	大	八	洋	中	二
胸	二	ト	畧	月	奉	二	中
る	ス	イ		二	後	二	来
時	トル	エ		十	二	二	来
小	の	ス		七	二	二	来
施	大	テ		日	二	二	来
行	君	イ		外	二	二	来
せ	へ	ト		國	二	二	来
る	特	二		事	二	二	来
特	謁	英		務	二	二	来
優	の	國		宰	二	二	来
る	女	女		相	二	二	来

修史

立	一	此	を	レ	多	一	よ	用	る
立	致	至	保	レ	多	ハ	き	レ	委
つ	せ	意	護	マ	さ	只	き	レ	置
き	り	を	せ	一	る	禮	を	レ	と
存	今	送	ん	イ	あ	式	以	セ	イ
在	公	出	と	エ	と	小	て	イ	子
定	使	る	欲	ス	を	一	多	マ	イ
あ	ハ	為	欲	テ	去	て	要	イ	エ
れ	を	メ	欲	イ	く	多	の	エ	ス
ハ	身	公	欲	ト	○	要	後	ス	テ
と	普	使	欲	女	○	の	を	テ	イ
立	生	の	欲	の	二	述	述	ト	号
前	の	勤	欲	日	ス	一	一	号	号
に	為	務	欲	市	ト	の	の	号	号
省	進	ハ	欲	と	の	言	上	号	号
今	日	皆	欲	祝	上	せ	せ	号	号
の	江	此	欲	陸	上	ハ	ハ	号	号
形	戸	志	欲	の	ハ	小	小	号	号
勢	を	願	欲	関	ハ	所	所	号	号
と	出	と	欲	係	ハ	ハ	ハ	号	号

修史

此迄採用せる制度と子関係せる一般の考説を
 宰相に述人と致せり又公使思へば此考説を
 兩國のみに重大の要件ありて懸念するを要す
 つき考ありと
 日本政府ハ近年數多の規定ある多くの條約を
 訂したりゆれども此諸規定中ハ一全部の條約を
 此れハ又此子ありゆるまきハ三五條不附せり其
 次序左の如し
 第一日米の貨幣と外國の貨幣とを自由不交換
 せしむる規定

身二日米の產物と外國の產物とを自由に貿易
 せしむる規定
 第三兩國人民自由不交通せしむる規定
 獨りの特約を此まきに示すて編成せり○此
 高貴止をゆるするのまきありて一を破此は其
 條約に廢棄せらるるあり公使ハ宰相あり毎度特小
 近時の會合の時條約を施行するに妨障あるあり
 とく外國との貿易ハ日米の為小害とある由と
 せり又大君政府に於てハ一の政法を多
 一且當今ありつる條約中諸港を閉する不關係

有る箇條を停止する者其の志願する由を聞
 有り然るも公使思ふに其の法を以て其の
 して如何せざる者有り
 公使が條約中不載せざる開港期限を延引せし
 むる別爲の規則不就て^考意を爲す以前上件不
 就で尚一條の考説を宰相の考案不借歩し是
 此考説を宰相の適用せんと^欲する延期政令不
 密小關係するを以て有り
 國も各人の如く其在在申屬二箇全く相反する
 波路の一を選ぶこと他意たり然れども一回を

選ひを爲せし時を甲に於ても乙を於ても全く
 ありを改むつ加ふる事屬く亦あり是故
 不致年^前考コムモドレ^官パルリの知て日市海不
 ありし時條約を結ぶも又ハ其を拒^切ふ
 領國の古法を固執するも全く大君の政府不
 於て他意ありし〇然るに大君不在ても其政
 法を固守し或るゆるするも西洋の強大諸國の
 一國又ハ數國と紛争を起せばとなくして其政
 法を固守する者^手子あり難き時帝亦降りと考察
 一給ひたるるハ其意あり〇此の如く如何ハ

其小良好ある根原あり是仁愛を以ての志願に
因るハあり且其後結つる條約の至意ハ決して
貿易或は國政に方關係ある者ハありて唯
單一ハ難波船の者を圍圍に捕つて又要しく其
扱つる事とを絶し又其海濱に破船せし船を
救助せざるを裁ま拒まざる由を絶せり○諸國
の人民既たるも絶せざるも日亦不於此約束
を以てしむる前地の西程を條てり○此色
とも日亦國を仁愛ある善道の西程と強國の
規則とに關係せし近三百年第一種異なる國政

修史書

小良ふを以て今尚古法を頑守し強國を拒
て西洋の國或は強國と紛争戦闘を起す危險
を有するも又ハ僅の目的に満足せしむる條約を
有するも其政府の撰ひのまゝあり而して強國を
條約を以て結ぶ方を撰ハれり
其後暫く時を経て 方君其二箇を成せる政略
の一に之を以てし撰ふべき事との請求を以てり是
三年以前にキセルレン41ハルリスル貿易の
條約を商議せんとしつる時の事あり○此時其
強國を以て決する事以てありも容易あり○其

修史書

故如何とあれハコムモドレヘルリ古最初軍装
せる一小隊の軍艦を督率しと来るの事あるに
且此時不尚て茲を古法を頑守し上小ワつる西
件の約束中の一を採用せざる時を難民を接恤
するに為め是迄用ひ来ざる法を廢せしめんと
て止むを得ずして尚西洋の一國或兩國と紛争を
起さざるに危殆の崩一顯然と明白あれハ有り○
今況亦此の所の變革を猛烈しして根元不徹を
るの變革あり○此のハ日清の一部を奪取海軍
て難民ある人のため不閑を兼ふ其人を保護を

備史書

つぎ為一港或ハ數港ハコンシユライレアゲン
トを在留せしむる不閑を以て西洋諸國通商
の爲日本全國を開き諸國人民と自内不交通せ
しむる不閑あり○此變革に就てハ西洋諸國政府
悉く彼を厄難不達したる舟車の接恤を保つ
あるに爲終不戦争に及ぶつざるありと雖他國人
民に強て此の如き變革を爲すべしめんう爲戦争
を起すの理ありと思はる者あり○世に知
悉る如くエキセルレンキハルリスを少中兵
備を常として備はり候しと彼百通と改法不基

備史書

けるの外ハ他^の所作を用ひて是^を以て故大君及
政堂^の行^て致^し月高^を呈^せし^後官衆國と此の如く
平穩^に強^{ゆる}る^るく條約を結^ひり^前も^も云
つる如く横^ひ一回^定りたる時^も既^に不^換回^せん
かか^るる一進^歩あり^て是^{より}日^本國に^そ事^小
物^を止^むつ^つる^る事件^を生^せり○^を因^て起^る
是^る事^の身^一り^て最^顯著^{なる}は^領國^の違^法
を^全く^廢せ^るに^あり○^身二^ハ既^に一^國不^許せ^る
る^事件^を他^の大^國不^拒む^ハ難^事なり^即官
衆國^とハ^約し^る政^法を^守り^自悔^の徳^國ニ^ハ

全く^ある^一案^とある^法政^法を^行ふ^ハあり^難き
事○^此の^條を^最初^りり^明著^{なる}事^を云^ふ事^也
身^三小^此の^如き^際約^不獨^即ち^る事^也其^の條^約諸
事^の約^定を^以て^十分^不利^に妨^害と^{なる}一
る^日本^の或^る法^律及^凡智^を變^更す^る切^要の^事
を^起した^り是^を政^府法^則と^する^を以^つる
と同^條に^必ず^來る^るもの^{あり}○^此法^律及^智
當日^本政^府不^属せ^る者^をこ^こを^變せ^んと^欲
す^れハ^專ら^に簡^明な^る道^理を^是は^を變^更
を^有る^ハ止^むべ^しき^事なり^物と^し條^約を

卷二

確半として書きつゝのしる者として一皮ある
と取用する時は両政府共小只自己の意見の
小長ひて書きしる者あり○條約を違背す
る為互に其君主の御信小基きて相交せり故小
兩國の法律少於て其妨礙とある者あは是を
除き去るを勉め其人ハあるしつゝ是○是故に
プロマキイケアゲントより條約を守らざる事
小就て豫備せる時こそ小著て國の法律或ハ其
習俗と其法を以て小妨ありと云ふとも其法を
ハ為すへくを其法め條約を為す時小尚て如何

作史館

ある法律あり如何ある凡習ありと云つる事を
能洞察して其此の如き妨礙あるは日本國の政
體を考へて其君主の極定せる條約を十小取
ふハ政府の職務あり故小千八百五十八年合衆
國と身二の條約小調印せしハ挽回せんうさ
る一進歩ありて日本の形勢少於て多く變革を
起せり就中白日の如く明らかりて其進く處り
とさるもの三あり

其一 外國人を鎖絶せるの古法を全く廢止
する事

通記

其二 諸事衆國に於る如き日條の定めて

他の諸國にも許す事

其三 條約の文面を熟せしむる事

不遑碍ある日米國の法律と風習を要

革し或ハ古を廢止する事

余以為之く此の明白にして避くつかざる事

日米政府に於て不快なるは其可否を商量する

る時期ハ條約個印の前不在して其後少時を以て

時を設けず是れたりと云ふべし○或ハ日米人

之中或るヶ條ハ全く先見せざるべし或ハ其明

白ふる解せし事あるは其痛切なる事

體あり然れども今條約を以て用ふるに當て此の如

くを起り来る事を拒むるを以て言ひ此の如

辭柄とハ為さるべし○是迄既不定める條約

中或る大切のヶ條を棄せんは條約を以て結た

る國とて條約一紙條約を以て要する○日

米現今の政法を以て瀋岳兵庫戸府開港の期を延

べんとその宰相の說を以て一般の考院に當て考る

に之迄期のヶ條ハ下小擧る如き條條の旨を以

系あり曰く外國との交易且夫小國て起る事

の強儀ハ日中亦於て換害の外なく又輸入の子
物ハ増加する事なく國内人民の爲め諸物價格
貴し地て人氣平和する事一級亦困窮一外國人
亦對一惡意を懐くハ皆亦起り起れる事ありと
○此等熱を推して宰相を人民外國人を要むの
心を強免大危難を避る極亦他の諸港を開く期
を此の一後來亦宜の財源亦至る事あるを日中
政府の要務と一加之強外國の爲亦緊要あり
と思つり宰相亦會合の時致し此邊程を述べ
御實を以て公使亦注意せん事を先一亦公使

直亦たの西をとりせり
公使亦總て人民の衣食ハ如何あるや亦色を知
る亦適せる方法一も有し何とされ公使亦江
戸亦之只政府亦因て閉鎖せしれ後人目付亦亦
毫毛日亦臣民殊亦其身分と訓育亦因て善く事
を知りたる人と自由亦交遊する能りしハ
リ○是故亦條約の規定亦注目し且韓國の法亦
廣く採折する事任と可る公使亦日本人民外國
人を思むと亦税亦信用せざるも宰相亦是を敢
て是とせざる事あり一亦元來亦税の多きを終

卷之七

作史

其事を却行せしめ且障礙するの政治あり○
是を以て公使稍確實ある事然し然して況して
しときも宰相敢て言とを事なく又多禮を
せりと思ふるありし事然し然してハ外國
の貿易を望みし新港を開くに最良の政治ある
べきあり○故に公使を事然し然して考ふるに望
昌ありしときも貿易は其國の強を起す
りありしときも全く世界の例然しとありて
り○世上一致の例然しハ亦是に反して國を富
し民間に潤澤幸福の源泉を用ひあり○但し今

作史會

月亦の場合に在てハ俄に産物の需求甚あるよ
り別小異ある事なり而して其産物の只一二種
絹茶蠟油のみをの俄に缺乏するを其國を領し
て久しく世界中他の諸國と絶せしに閱りたり
○其産物の漸く高くなるべきを其國に止む
とほする所あり然しとも亦是を復するの所
又久し〜にして出集るし而して其方を産物
の需求不充るを其産物を更に増大せしむる
にありて此事は相價の騰貴自ら其鞭笞とあり
て亦是を僅し政府の勸業を用ひて其も忽ち

作史會

場合に有る。一、總じては日本の産物を賣り
持てる人への利益の賣るを以て或ハ強色を
直して他不便有る事ありとも甚しく富む
る事あり。○但し此見込の大要ハ吾もくり
る事然し。是亦貿易に開くとき必並行
りし。亦都會ありされと一、各を堪へざるを得
ざる者あり而して物價を並みある機會に乘
産物自然に増大。政府の周旋少きほど益速不
其事態消除を。○又衆人思得りて不問を
起し一、般に外國人を思ふ且其事實も起ると

ハ危険を並ぬ。一、主張せることに就てハ公
使思ふく其事大方ハ條約の全法を嫌ひて一時
一方不便あるより已う説を理ありとせる。此
の敵對に關する。○但し此ハ俄に貿易繁華と
あり。一、より賤民及大名の家業の思ひ起せるも
の。一、て敵對を起し且條約をして効る。一、
めんりあり。○此類の事を抑制する能り
る。唯條約を執りしを以て任とせる人の憐む
る弱きを現りしを以て。一、以て宰相の明自も希
る。一、和反對せるを以て起す。○今此の如き敵

意

對の主意を強め却て障礙を多し前業を當多く
あるを強本人の勢を熾し煽動するを多し
故に公使止を得るを職務を專するを以て
他の三港を閉く期を迫りたる況に市國政府小
通傳するの法を用ふる能はれり○然れども公使
ハ新くありて最も良法ありて日市の要緊要の
事件を實中心既ち批しりと思ふ○公使を却行
の法を多用する時ハ其方危篤ある事を前知せり
○我輩一物も靜定せしむる世も生じしむ
物も却行するを知らん却行せしむる必後害あり

○そのころ道強小進と新しとハ市日市人及
ハ政府の撰つる所あり而して公使界よく進
行を實し日市の國の爲ふハ大業人民の爲に在
利益を以てするはと約とも最良條約を結
ハする以前に新しきハ政治も立戻る事を以て
又此を以て戻る難うする前も云つる如く
此小於ても兩國ハ各人市國○凡人を時と
て國圖も起する事柄の主宰となりて此を以て
が言のまゝに處置し又時として公事柄の使令
する所となりてこれハ其業明きことを以て

業明

此の如く諭す比つては八月おと外國とハ義又至宰
あるに、今ハ轍路上ハ蒸氣車を取扱つる者
の有概あり宰相ハコソモドレヘルリの献せ
○一回進行するときは半途ハ止るべきを停免
或ハ止るを却行せし免人とするも亦れを有
能り先強ひて止るは妨げを有る時を必す停免
あり者破砕するや或ハ全概関頭處して大不幸
を起し人命を失ふ概関ニ悉く粉塵とあるや或
ハ其次第を失ふ小あるべし○此の如く國より西政
府の指揮小関り起る者ありて政府各其利益の

為と正法を保つて時としてハ速小能定する
事を得つけれども不意小却行せしむる事能ハ
ざるべし○宰相の希望せる所の若く却行する
所の若くあるは其患害と後事の不幸を起す奈
由とある方息の進行と少く緩みせんともあり
是を事ありて他事小あるざるなり 公使亦起
小善ある小止るを左件を以てせんといひせり
即諸開港の定期を突小延びせんとの説并小係
ての操子及修政法の志意も皆止小論述せる所
小因て并以せしめざる子あり公使又思く條

大正二年

約の明白なるを意に拍と凡政府の措置及種
この所為少くは略けとあるの據ありと蓋し
却つて進歩せざるを好むあり〇條約中載
する規定も従て外國貨幣の引替自由ある事日
本金銀貨と日量と以て又産物の自由交易又外
國人との交通を妨げざる事等の條事に就て考
ふるに常に用ゆる所の所作條約の各りひと妨
げ且方切ある條規定を空しくし無益にあらざる
りかざる凡又宰相既小記載したる條條を以
條約の各りを障礙するの意なき小由を述へ蓋

作史

而曰く編て障礙を俄に改革をせるとある
要約するも民の存意によつて起るものなり
と思ふより別事ありと此存意とハ其條改革民
の害とあり外國貿易ハ自國產物を缺乏し且高
價とあり速に市色を補給するの策ありと云へ
るなり〇未開港を開く期限を延びせん為小外
國債各代の是小同意せん事を大君及該執政の
希望するあるを宰相殊文小告り公使を
己う論理不依據して宰相述ふる所の諸物價
一時の騰貴に拘せしめて是を外國貿易に拘せ

作史

るを根接する況なりと告○公使を宰相より贈
るつと思つる書牒を本國政府に送るの外
を能りて勿論宰相の致を聞きて其の如き目端
見の可否に就き已ら存意を述つて歸へ送る
宰相曰大貌利太厄亜の政府必そ公使の存
意を一致して安置せしむるハ其書牒を贈る
ハ多量の事なるつと公使是を告て曰其事未
甚緊要の事と存せしむる宰相此の如く方切
と思り、尚政府に於て採ひ用ひしの一策あり
是れ政府に於て十分に信任せしむる人を採ひ

作史

て使節として英國の方面に政府より深く信接
せる事状と踪跡とを自ら英國政府に以て隠述
せしむるなり此は西洋諸國に於て其の如き場
合に於て互に用ゆる所なり 宰相より自條の
外國諸名代に商儀して其祝詞一ある時其宰相
より各名代に書牒を送り並て其祝詞を考按に供
する為ありて各政府に通報せん事を乞ふ強記
不決定せり○その他江戸の事と傳ふるにありて
ハ公使を曰此地を元來港にあらしめ且其貿易
と相関せる所にあらしめ且首府として政府のあ

作史

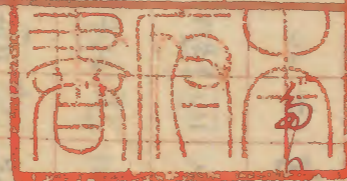
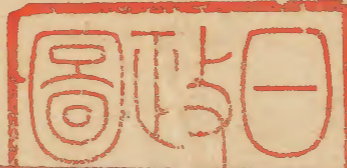
る所を別格とす凡屬を以て既小可く宰相
相小可を述つり〇凡て外國人住居の爲土地
を開くの時を延敷とすハ望まざる所あり
ん〇是故小公使之事に就き本國政府に書贈る
べき事なく又其期既小可なる日本在留のニ
ニステル極定せざる權を興多可人事を本國政
府に述ぶるの理あり但開港を後永極する
時限に遠延引くるに於て善良ありて任授くる
べき道理ありは江戸在留の日職及日本宰相と縁
なくその權あり然れ公使之事を善しとせ凡新

派の代りに西海岸に於て港を開くの時目
時目を失ハば其他の諸港を検査する爲の所置
ありん事を書きて以て既小可を宰相小可
り其事に就て公使曰く右開港の延期せざるに
因り既小宰相の志願少く満てりと但條約に
従つハせん身一月身一日小可於て開く
能るに來る身一月に於ても開港あり
あり宰相を條約に依り書きて送り且務て述
小可の所置を爲るを約たり〇爰を以て
身七月身一日後横濱運上所の役人ト
ラールの

文
書
一
冊

價を減少し延延のお場を定めお金を運上兩の
運上少減り條約に依り同量の一分銀少く運上
を交はる事を拒めざるを豫備したる公使の書
牘未だ送著ありしに取小を答書に清ひたる
に宰相曰き事を我命にありて運上兩に
於てハ條約に載る如く税銀を交はつる答に
りと但し長崎系館に於ても同事件をなせし
に因り○宰相又希望せる如き回答を送り且法
運上兩に於ても條約に依りて所置を廢するの
旨を送るしと著たり

時刻既小晩景ニ及ひしにハ公使ハ御察小意量
すつる他の條件も能て論ずるを以て英國各代
並ニニストルハ役人及属隸に因りて鎖絶され
り但夫ハ漫ニ置る難しのみり○熱海小浴
一晦着の後車小ブリタニヤ使臣鎖絶の事能
中大君廟所より閉出されしと小尚一回宰相
として思慮せしむる事當要あり但右一事の
亦ても條約の旨に違ひある邊に於て且
英國各代に對して多岐ありしに未だ是に満
足せしむるの所置あるに○右事件を望掛くる



案切の事ありしにりり止むるは延せり公
 使江戸小曲島の後申是と再豫せり〇一二
 預約と事件左等語の終末不商豫せり但此事件
 在重て多に載する事を要せ凡 庚申十月朔
 然寫り
 詳文意分使自記する者上擇しる考と及へ

あり

懸流記



近作史會

